松江市立病院　薬剤部

調剤内規

目次

1. 調剤の手順

2. 調剤の申し合わせ

　１）院外処方せんの形式

　２）処方せん鑑査

　３）薬袋の作成

　４）散剤

　５）錠剤・カプセル剤

　６）水剤

　７）軟膏・クリーム

　８）坐剤

　９）薬剤の交付

1　調剤の手順

1）処方せん受付

2）処方鑑査

処方形式、記載内容、重複交付等の不備・疑義等はその処方せんを発行した医師本人に照会し、疑義を晴らした上で調剤する。また、その回答の内容および処方の変更の内容は処方せんの備考欄に記入する。（薬剤師法 24 条）

3）薬袋作成

薬袋への必要的記載事項（薬剤師法 25 条、厚生省令則 14 条）

・患者の氏名

・用法、用量

・調剤年月日

・調剤した薬剤師の氏名

・調剤した薬局の名称及び所在地

4）調剤薬の調製

当院の調剤の申し合わせに基づいて調剤する。

5）薬剤鑑査

調剤済み処方せんへの記入事項（薬剤師法 26 条、厚生省令則 15 条）

・調剤済みの旨

・調剤年月日

・調剤した薬局の名称及び所在地

・処方医の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その内容

・処方医に疑わしい点を確かめた場合には、その回答の内容

6）薬剤交付・服薬指導

処方せんに基づき、服用法や使用法を患者にわかりやすく指示し、処方薬の剤形、物性、作用などに関連して必要と考えられる注意事項、例えば保管法、服薬に伴う副作用や生理的影響の一部を説明する。

・薬剤投与の意義の説明

患者に自己の薬物療法に対する自覚を持たせ、自己判断によるノンコンプライアンスを防止する上で重要である。

2　調剤の申し合わせ

1）院外処方せんの形式

（1）処方せんの記載事項

公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号、保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号、患者 ID、患者氏名、患者年齢、生年月日、患者性別、被保険者と被扶養者の別、薬品名、分量、用法･用量、投与日数、使用期間、診療科名、保険医氏名・印、保険医療機関の所在地及び名称、交付年月日、処方せんの使用期限、保険薬局の所在地及び名称、調剤済年月日、保険薬剤師氏名・印・ジェネリック医薬品使用可否のサイン

（2）薬品用量の表示

ア　内服薬：通常 1 回用量（1 日用量）、頓用は 1 回用量

・錠剤・カプセル剤　…　錠、Cap で処方される。

粉砕調剤の場合は処方中に明記される。

不均等投与は次のように指示される。

（例）　Rp　プレドニゾロン錠 5mg　3 錠

2-1-0-0-0-0　で投与

朝：2 錠

昼：1 錠　（1 日 3 錠）

1 日 2 回　朝・昼食後

＜調剤方法＞

朝食後 2 錠、昼食後 1 錠服用を指示する。

・散剤　…　包、原末量（g）、力価単位（mg 力価）で処方される。

・内用水剤　…　本、mL、原薬量で処方される。

ピコスルファート内用液等は本単位で処方される。

イ　外用剤：投与総量で処方される。

（例 1）　Rp　デルモゾール G 軟膏 5g　1 本

1 日 2 回　手、足に塗布

（例 2）　Rp　ジクロフェナク Na 坐剤 25mg　5 個

疼痛時　1 回 1 個　1 日 2 回まで挿入

（例 3）　Rp　ニトロダーム TTS25mg　14 枚

1 日 1 回　1 回 1 枚　胸部・背中・上腕に貼付

2）　処方せん鑑査

・薬剤師法第 24 条では「薬剤師は、処方せん中に疑わしい点がある時は、その処方せんを交付した医師、歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。」と規定している。

・処方せんの形式及びその内容について遺漏又は過誤がないか鑑査を行う。

・医師の同意を得なければ処方せんを修正・変更してはならない。

3）　薬袋の作成

（1）　薬袋に以下の項目を正確に記載する。

・患者の氏名

・用法、用量

・調剤年月日

・調剤した薬剤師の氏名

・調剤した薬局の名称及び所在地

（2）　注意事項

・処方毎に薬袋を作成する。但し、一包化指示の場合は、用法ごとに薬袋を作成する。

・内服、外用は薬袋を区別する。

・保存条件の異なる薬品は薬袋を区別することが望ましい。

・同一剤形でそれぞれ 1 回の服用する数が異なる時は、一包化の場合を除き各々別の薬袋を作成する。

（例 1）　Rp　センノシド錠 12mg　3 錠
1 回 3 錠　（1 日 3 錠）
ロゼレム錠 8mg　1 錠
1 回 1 錠　（1 日 1 錠）
1 日 1 回　寝る前　7 日分

＜調剤方法＞

センノシド錠 21 錠を「1 回 3 錠」表示の薬袋に入れ、ロゼレム錠 7 錠を「1 回 1 錠」表示の薬袋に入れる。

（例 2）　Rp　テプレノン細粒 10%　1.5g
1 回 0.5g　（1 日 1.5g）
パントシン錠 200mg　3 錠
1 回 1 錠　（1 日 3 錠）
マグミット錠 250mg　6 錠
1 回 2 錠　（1 日 6 錠）
1 日 3 回　毎食後　7 日分

＜調剤方法＞

テプレノン細粒 0.5g/包を 21 包とパントシン錠 21 錠を「1 回 1 包、1 回 1 錠」表示の薬袋に入れる。マグミット錠 42 錠を「1 回 2 錠」表示の薬袋に入れる。

4） 散剤

（1） 秤量

・秤量は各処方単位で行う。

・散剤でヒート製品が用意されているものは、ヒート製品を優先して用いる。

・当院約束処方は別記。（資料 1）

・ドライシロップ剤は散剤として取り扱い、原則として水剤としない。

・入院調剤では、原則同一 Rp に 2 種類以上ある場合、混合し調剤する。

・mg で処方されている場合、1 日あたりの g 数を処方せんに書く。

（例 1） Rp 酸化マグネシウム原末 1.5g

1 回 0.5g （1 日 1.5g）

パントシン散 20% 1.5g

1 回 0.5g （1 日 1.5g）

レバミピド錠 100mg 3 錠

1 回 1 錠 （1 日 3 錠）

1 日 3 回 毎食後 3 日分

＜調剤方法＞

酸化マグネシウム 1 包 0.5g、パントシン散 1 包 0.5g を各々9 包、レバミピド錠 9 錠を調剤する。

（例 2） Rp ミヤＢＭ細粒 1.5g

1 回 0.5g （1 日 1.5g）

パントシン散 20% 1.5g

1 回 0.5g （1 日 1.5g）

1 日 3 回 毎食後 3 日分

＜調剤方法＞

ミヤＢＭ細粒 4.5g、パントシン散 4.5g 各々秤量して混合し、散剤分包機を用いて 9 包に分包する。

(2)　分包紙に以下の項目を正確に記載する。

・患者の氏名
・診療科
・オーダー番号
・用法
・薬品名

(3)　散剤の混合について

配合により投与期間中変化又は効果を減ずる恐れのある場合は、組み合わせ散剤（別包）とする。

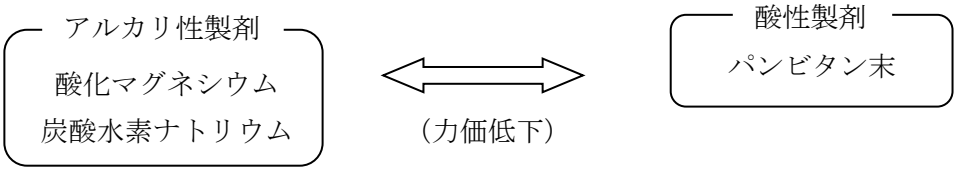

(4)　賦形剤の添加

ア　当院では、賦形剤として、乳糖「結晶状」を用いている。

イ　乳糖を賦形したら処方せんへ「sl」と記載する。

ウ　賦形剤添加量の基準

当院では、薬品分量が少量の場合は、調剤及び服用を容易にするために、通常以下のように賦形剤を添加している。

1 包量	成人	0.5g
	小児（15 歳未満）	0.3g

（例 1）　成人

Rp　フェノバール散 10%　120mg
1 回 40mg　（1 日 120mg）
1 日 3 回　毎食後　3 日分

＜調剤方法＞

フェノバール散 10%を 3.6g 秤量し、乳糖を加えて全量 4.5g とする。混合後、散剤分包機を用いて 9 包に分包する。

（例 2）　小児（3 歳）

Rp　アスベリン散 10%　40mg
1 回 13.3mg　（1 日 40mg）
1 日 3 回　毎食後　3 日分

＜調剤方法＞

アスベリン散 10%を 1.2g 秤量し、乳糖を加えて全量 2.7g とする。混合後、散剤分包機を用いて 9 包に分包する。

エ　ただし以下の薬品の場合、賦形剤を添加しない。

・小児用抗生物質及びドライシロップ剤
・顆粒剤
・ミルラクトが処方されている患者の散剤
・酸化マグネシウム
・塩化ナトリウム
・イスコチン錠、ドプスＯＤ錠の粉砕

(5)　単独投与する薬剤

・以下の薬剤については原則として開封調剤しない。

アデホスコーワ顆粒	ケイキサレートドライシロップ
アミノバクト配合顆粒	バンコマイシン塩酸塩散
アミノレバン EN 配合散	漢方薬
エレンタール配合内用剤	大腸内視鏡検査時の下剤（マグコロール散など）
オキノーム散	

5)　錠剤・カプセル剤

(1)　剤形、規格が明記されているので、その剤形、規格を用いて調剤する。
(原則として剤形、規格の変更は認めない)

(2)　原則として錠剤・カプセル剤の加工は行わない。但し、処方せん中に半錠、粉砕の指示がある場合、または 1 回量が端数であるため調剤上粉砕が必要とされる場合にはこの限りではない。

(3)　粉砕について

・粉砕の可否については「錠・カプセル剤粉砕ハンドブック（薬業時報社）」を参照する。徐放性薬剤などの粉砕は行わない。
・粉砕指示のある薬品の同一成分薬の散剤が採用されている場合は、医師に照会、処方変更し、散剤を用いる。

・粉砕後の薬品は散剤として調剤する。この時、粉砕前の重量を賦形剤添加の基準とする。
・粉砕後には粉砕した錠剤の全てのヒートを残し、処方せんに使用した錠数の記載をする。また賦形した場合には「sl」と記載する。粉砕時の全量が端数であるなど余剰に調剤する必要があった場合はその旨も記載する。
・ワーファリン粉砕時には薬袋と分包紙に 1 包当たりのワーファリン含有量を記載する。

（例 1）　Rp　グラマリール錠 25mg　1 錠　粉砕指示
1 回 1 錠　（1 日 1 錠）
1 日 1 回　夕食後　3 日分

＜調剤方法＞
「錠・カプセル剤粉砕ハンドブック（薬業時報社）」を参照し、粉砕可能であることを確認する。
当院では、グラマリール細粒を採用しているので、医師に照会し処方変更を行う。グラマリール細粒 10% を 0.75g 秤量し、乳糖賦形後、散剤分包機を用いて 3 包に分包する。

（例 2）　Rp　ラニラピッド錠　0.05mg　1 錠　粉砕指示
1 回 1 錠　（1 日 1 錠）
1 日 1 回　朝食後　3 日分

＜調剤方法＞
粉砕可能であることを確認し、ラニラピッド錠 3 錠に乳糖を加えて全量 1.5g にする。錠剤を粉砕し乳糖と混和後、散剤分包機を用いて 3 包に分包する。

（例 3）　Rp　クエチアピン錠 25mg　0.8 錠
1 回 0.8 錠　（1 日 0.8 錠）
1 日 1 回　夕食後　7 日分

＜調剤方法＞
クエチアピン錠 8 錠に乳糖を加えて全量 5g にする。錠剤を粉砕し乳糖と混和後、3.5g 秤量し、散剤分包機を用いて 7 包に分包する。余剰に粉砕した散剤は破棄する。

(4)　錠剤の分割投与は割線のある錠剤についてのみ行い、1/2（半）錠までとする。それ以外の場合（1/4 錠、1/8 錠、割線のない錠剤の 1/2 錠）は粉砕する。

(5)　一回量包装（一包化）について

ア　医師の一包化指示のあるものは 1 回の服用時点ごとに分包し一包化を行う。

・当院入院処方での内服薬は基本的には一包化調剤する。但し、1 枚の処方せんの中で日数が異なる処方は同一処方日数毎に一包化する。
・入院の薬袋は「朝食後・昼食後・夕食後・寝る前」などの用法毎に作成し、薬品名を記入する。（薬袋発行機で自動出力）

イ　分包紙に以下の項目を正確に記載する。
・患者の氏名
・診療科（手入力の場合は印字されない）
・オーダー番号（手入力の場合は印字されない）
・用法

ウ　下記の薬剤は原則として一包化調剤しない。
・抗がん剤（曝露を防ぐため）
・糖尿病用剤（キネダック錠をのぞく）
　但し半錠にする場合はこの限りではない。基本的に他の薬品とは別包とする。
・吸湿性のある薬剤
・服用方法が特殊なもの
　頓服で使用する薬剤
　週に 1 回内服する薬剤など
・チュアブル錠
・薬効が特殊なもの
　抗菌剤、抗ウイルス剤など

エ　散剤と錠剤・カプセル剤を合わせての 1 回量 1 包装はしない。

（例）　Rp　①　ラシックス錠 20mg　0.5 錠
1 回 0.5 錠　（1 日 0.5 錠）
1 日 1 回　朝食後　14 日分
②　ファモチジン OD 錠 20mg　1 錠
1 回 1 錠　（1 日 1 錠）
1 日 1 回　夕食後　14 日分
③　ニコランジル錠 5mg　3 錠
1 回 1 錠　（1 日 3 錠）
1 日 3 回　毎食後　14 日分
④　一硝酸イソソルビド錠 20mg　2 錠
1 回 1 錠　（1 日 2 錠）
1 日 2 回　朝夕食後　14 日分

⑤　ニトロダーム TTS25mg　14 枚
1 日 1 回　1 回 1 枚
⑥　ニトロペン舌下錠 0.3mg　1 錠
発作時　5 回分
⑦　酸化マグネシウム原末　1.5g
1 回 0.5g　（1 日 1.5g）
1 日 3 回　毎食後　14 日分
⑧　グリミクロン HA 錠 20mg　0.5 錠
1 回 0.5 錠　（1 日 0.5 錠）
1 日 1 回　朝食後　14 日分
一包化指示

＜調剤方法＞

①～④まで一包化する。⑤、⑥、⑦、⑧は各々別に薬袋を作り交付する。

6）水剤

（1）内用

・投薬瓶は透明瓶を使用し、交付する。
・ラベルに服用開始日を記載する。（入院臨時処方のみ）
・薬品名をラベルへ記載する。（水薬ラベルプリンターで自動出力）

ア 秤量

・原則として単味の内用水剤は原液で調製し、1 回服用量を整数 mL 単位で患者に指示する。また、退院、外来処方の交付にあたっては 1 回量と矢印を書いた計量カップ、水剤用のビニール袋を添付する。
・1 回服用量が整数でない場合には、最も近い整数になるように最少量の賦形水を加え、処方せんに賦形した量、賦形後の全量を記載する。水薬ラベルの用量を修正し、下記のシールを容器に貼付し賦形した旨を伝達する。
・処方せん控えにも賦形した旨を記載し、実際の服用量を記載する。
・外来、退院処方では薬情の用量も修正する。

薄めてあります ラベルの量でお飲みください

・賦形水は精製水以上のものを用いることが望ましい。
・但し、バルプロ酸 Na シロップ、インクレミンシロップなどのシロップ剤は、賦形水の代わりに単シロップを用いる。
・単シロップで賦形した場合、水薬ラベルに単シロップの記載をする。

（例 1）退院時処方

Rp　インクレミンシロップ 5%　10mL

1 回 3.3mL　（1 日 10mL ）

1 日 3 回　毎食後　3 日分

＜調剤方法＞

インクレミンシロップ　10mL　×　3 日分　＝　30mL

単シロップ　2mL　×　3 日分　＝　6mL

以上を 100mL 水薬瓶に入れ、転倒混和し、遮光袋に入れる。

カップ（1 回量「4mL」と「矢印」を書いたもの）を添付する。

（ラベル表示）

1 日 3 回　朝・昼・夕食後　1 回 4mL　開封後冷所保存

シール（薄めてあります）を貼り、ラベルに単シロップと記載する。

・但し、アルロイド G 内用液、イソソルビド内用液、ジメチコン内用液、ラクツロースシロップ、イトラコナゾール内用液は賦形水を加えず、医師に照会、了承を得て、1 回量が整数になるように 1 日量を変更する。

・内服用ルゴール液（院内製剤）は、整数 mL にならないときでも賦形水を加えない。

（例 2）外来院内処方

Rp　内服用ルゴール液　1.5mL

1 回 0.5mL　（1 日 1.5mL ）

1 日 3 回　毎食後　14 日分

＜調剤方法＞

内服用ルゴール液を 21mL 内用投薬瓶に量取し、ラベルの 1 回量を 0.5 mL へ修正する。カップ（1 回量「0.5mL」と矢印を書いたもの）と共に遮光袋に入れて交付する。交付時、「水でうすめて服用すること」を説明する。

イ　投薬瓶について

・包装単位以下の場合は投薬瓶で交付する。

・全量が包装単位（1 瓶等）を超える場合には包装単位で交付し、残りを投薬瓶で交付して差し支えない。退院時に包装単位で払い出す際は瓶が割れないように包装の箱を付けて払い出す。投薬瓶が同じ薬であることを以下の用紙を添付して患者に説明する。

・但し、シアナマイド内用液、イトラコナゾール内用液は投薬瓶を用いて交付する。

全て同じ薬です。1 本の瓶がなくなってから、 次の瓶の薬をお飲みください。

（例）退院時処方

Rp　　アルロイドＧ内用液　　60mL

1回20mL　（1日60mL ）

1日3回　　朝･昼･夕食後2時間後　　14日分

＜調剤方法＞

60mL　×　14日分　＝　840mL

1瓶600mL1本と残り240mLを300mLの投薬瓶に入れて、上記用紙とカップ（1回量「20mL」と「矢印」を書いたもの）を添付する。

（ラベル表示）

1日3回　　朝･昼･夕食後2時間後　　1回20mL　　開封後冷所保存

ウ　約束処方の水剤について

（例）　Rp【HUSW】

サリパラ液　　5mL

1回1.667mL　（1日5mL ）

セネガシロップ　　4mL

1回1.333mL　（1日4mL ）

キョウニン水　　3mL

1回1mL　　（1日3mL ）

単シロップ　　8mL

1回2.667mL　（1日8mL ）

精製水　　80mL

1回26.667mL　（1日80mL ）

1日3回　　毎食後　　3日分

＜調剤方法＞

「しき水」をし、HUSW　1日20mL　全量60mLをメートルグラスで量取し、精製水を加え全量300mLにする。目盛りに白色ペンで線を入れる。

※頓用の場合、HUSW1回量を6.7mlとし、必要回数×6.7mlを量取する。

（ラベル表示）

1日3回　　朝・昼・夕食後　1回1目盛　　冷所保存

・ 処方日数と投薬瓶の使用例

<table>
<tr><th>処方日数</th><th>メスアップ量</th><th>投薬瓶</th></tr>
<tr><td>1 日</td><td>100mL</td><td>100mL</td></tr>
<tr><td>2 日</td><td>200mL</td><td rowspan="2">300mL</td></tr>
<tr><td>3 日</td><td>300mL</td></tr>
<tr><td>4 日</td><td>400mL</td><td rowspan="4">500mL</td></tr>
<tr><td>5 日</td><td rowspan="3">500mL</td></tr>
<tr><td>6 日</td></tr>
<tr><td>7 日</td></tr>
</table>

エ　原則として開封調剤しない水剤

アセチルシステイン内用液	ピコスルファートナトリウム内用液
オプソ内服液	ファンギゾンシロップ
カリメート経口液	リスペリドン内用液
スクラルファート内用液	

オ　原則として、開封後は冷所保存とする。
　貯法については各薬剤の添付文書を参照する。

カ　下記の薬剤は遮光保存が必要なため、投薬瓶を遮光袋に入れて払い出す。
　インクレミンシロップ、内服用ルゴール液、ファンギゾンシロップ(分割して投薬瓶に入れて払い出す時)

キ　下記の薬剤は、ラベルに「水でうすめてお飲みください」と記載する。
　サリパラ液、内服用ルゴール液（院内製剤）

(2) 外用

・投薬瓶は遮光瓶を使用し、交付する。
・薬品名をラベルへ記載する。（水薬ラベルプリンターで自動出力）複数の水薬を混合する処方では全ての薬品がラベルに印刷されない場合があるため、手書きで追加記載する。
・原則として、開封後は冷所保存とする。貯法については、各薬剤の添付文書を参照する。

ア　咳嗽薬

（例）　Rp　　含嗽用ハチアズレ顆粒　　5 包
　　精製水で全量 500mL にする。
　　1 日 4 回　　うがい

＜調剤方法＞

「しき水」をし、ハチアズレを加えた後転倒混和し、精製水を加え全量500mLにする。

水薬ラベルは発行されないため、手書きで患者名、用法、薬品名、調剤年月日をラベルに記載する。

イ　注腸用（ラクツロースシロップ、バルプロ酸Naシロップ等）

外用遮光瓶に入れ、ラベルの「のみぐすり」と「お飲みください」部分を消し、注腸と記載する。

ウ　点鼻薬

（例）　Rp　　プリビナ液0.05%　10mL

両鼻腔内　数回/日　点鼻

＜調剤方法＞

プリビナ液を10mL計量し点鼻容器に入れる。

点鼻容器には上限量があるため注意する。

※点鼻容器はチューブ無しで点鼻用、チューブ有りで噴霧用として使用する。

	チューブ	上限量	
		１５ｍＬ用	３０ｍＬ用
点鼻	チューブ無しで使用 チューブを外す	１５ｍＬ	３０ｍＬ
噴霧	チューブを付けて使用	１０ｍＬ	１５ｍＬ

7）軟膏・クリーム剤

・軟膏は原則個包装単位で調剤する。但し個包装単位より小さい処方量の場合は秤量し調剤する。混合後の軟膏は合計量より一つ大きい容量に入れる。

・軟膏缶の蓋に使用部位を書いたシールを貼る。

・同じ大きさの軟膏缶が複数ある場合、蓋と本体の両方にシールを貼る。

ア　軟膏の混合

軟膏・クリーム剤の混合は処方中に指示される。

（例）　Rp　　ビスダーム軟膏0.1%　　10g

白色ワセリン　　10g

混合

１日３回　　体全体に塗布

＜調剤方法＞

ビスダーム軟膏を 10g、白色ワセリンを 10g それぞれ秤量し、混合する。
混合した軟膏を 30g の軟膏缶に入れる。シールに「体全体」と記入し、
蓋に貼付する。

8）坐剤

投与総量で処方されるが、1 回量が整数でない場合

（例）　Rp　　アセトアミノフェン坐剤 100mg　　5 個

発熱時　　1 回 1/2 個　　8 時間以上あけて挿入

＜調剤方法＞

5 個を調剤する。1 回 1/2 個を使用し、残りは使用しないこととする。
その旨、患者に説明する。

9）添付書類の交付

・薬剤の包装変更などは説明書を用いるなどして患者に十分説明する。
見かけが著しく変更された場合のみ変更の旨を書いた説明書を添付する。

・当院では副作用や内服及び使用方法に注意が必要な薬剤（糖尿病薬、小児用抗菌剤、スタチン類等）を交付する際、説明書を添付し患者に説明を行っている。

※調剤内規内の薬剤は、院内採用薬のみ掲載している。

平成 19 年 6 月 1 日	作成
平成 20 年 4 月 1 日	改訂
平成 22 年 4 月 1 日	改訂
平成 24 年 4 月 1 日	改訂
平成 27 年 4 月 1 日	改訂
平成 28 年 7 月 1 日	改訂
平成 29 年 5 月	改訂
平成 30 年 4 月 1 日	改訂
平成 31 年 4 月 1 日	改訂
令和 2 年 4 月 1 日	改訂
令和 3 年 2 月 1 日	改訂
令和 4 年 3 月 1 日	改訂

薬剤部